

住むならてんとう！新築住宅取得応援補助金

事業概要

市内への移住及び定住を促進するため、子育て世帯、若者夫婦世帯及び転入世帯が、市内に新たに住宅を建築又は新築住宅を購入して居住する場合に補助金を交付します。

補助対象者

下記のいずれかに該当する世帯が対象です。

- 🏠 子育て世帯
- 🏠 若者夫婦世帯
- 🏠 転入世帯かつ一般世帯

子育て世帯：平成21年4月2日以後に生まれた者が属する世帯※

若者夫婦世帯：夫又は妻が満40歳未満である夫婦が属する世帯※

一般世帯：子育て世帯若しくは若者夫婦世帯に該当しない世帯

転入世帯：申請者（住宅の所有者）が市外からの転入者である世帯

（新築住宅へ居住した日から過去3年以内に本市に居住歴がないこと。）

※申請日時点

申請者は、住宅の所有者（建物の登記名義人）＝工事契約及び売買契約の契約者です。

🏠 共有名義の場合の申請者

持ち分割合が均等でない ⇒ 持ち分割合が最も多い方

持ち分割合が均等 ⇒ 世帯の生計中心者

⚠️ 下記の場合は、補助金の交付を受けられません ⚠️

- ・住宅の取得の際に、移転補償及び損害賠償等の補填を受けている（補填を受ける予定も含む）。
- ・本市又は転入前の市区町村において市区町村税を滞納している。

補助金の額

🏠 子育て世帯又は若者夫婦世帯 **最大45万円**

25万円	+	長期優良住宅等加算	10万円
		転入加算	10万円

🏠 転入世帯かつ一般世帯 **最大20万円**

10万円	+	長期優良住宅等加算	10万円

▶ 長期優良住宅等加算

取得した住宅が、長期優良住宅、低炭素建築物又はやまがた省エネ健康住宅の認定を受けている場合に加算

▶ 転入加算

転入世帯に該当する場合に加算

受付期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

先着順に予算の範囲内で実施します。予算額に達した時点で受付を終了します。

提出期限は、対象住宅に転入又は転居した日から1年以内となります。

住民票を異動後、登記が完了してからお手続きください。

問 合 せ

都市計画課計画係(市役所4階) ☎023-654-1111(内線 422)

提 出 書 類

▼正本1部を提出	
<input type="checkbox"/> 交付申請書	都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 事業計画書	
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	自ら住宅を新築した場合⇒工事請負契約書 建売住宅を購入した場合⇒売買契約書 契約者名、契約金額、契約日、建築予定地の記載部分及び押印部分の写し
<input type="checkbox"/> 登記全部事項証明書の写し	建物のもの(権利部まで記載のあるもの。)
<input type="checkbox"/> 図面の写し	案内図または見取り図(住宅地図でも可)、各階平面図(間取り図)
<input type="checkbox"/> 住宅の写真	建物全体が写ったカラーのもの。
<input type="checkbox"/> 納税証明書	申請者本人のもので完納している直近の年度のもの。 納期末到来額の記載があるものは完納扱いになりません。
<input type="checkbox"/> 住民票謄本	新築住宅に住所を異動後のもの。 ※若者夫婦世帯の場合は、続柄記載のもの。
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票	転入世帯のみ 申請者本人のもので過去3年間の住所の履歴が確認できるもの。 新築住宅に本籍を異動した場合、異動前のものご準備ください。
<input type="checkbox"/> 認定通知書、適合証の写し	長期優良住宅等加算に該当する場合のみ 下記のいずれかの写し ・長期優良住宅認定通知書 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書 ・やまがた省エネ健康住宅設計適合証
<input type="checkbox"/> 委任状	手続きを委任する場合のみ
<input type="checkbox"/> 補助金請求書	都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 通帳等の写し	カタカナで名前が記載してある部分の写し

※証明書類は発行日が3ヶ月以内のものをご提出ください。

手 続 きの 流 れ

